

「低所得バイアス」があるとは言い難いということを示しているといえよう(図4)。

3. 主な世帯所得統計の概要—統計によりジニ係数の水準が異なることの背景

上の結果から、わが国の世帯所得のジニ係数は統計により異なる他、特定の統計だけが突出した所得分布を示すわけではないことが改めて確かめられた。こうした違いの背景は、橘木(2006)や内閣府「平成18年版経済財政白書」等で指摘されている。これを一言で表現すると、統計により、その目的・対象者・(調査の対象となる)所得の範囲が異なっているからである。そこで、上で取り上げた官庁統計について、調査の目的、対象者等の違いについてまとめたものが表1である。これをもとに調査の特徴の違いを見てみよう。

まず、調査の目的はさまざまであり、例えば、「国民生活基礎調査」は、「保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ること」を目的としている。また、「全国消費実態調査」は、「国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすること」を目的としている。そして、「住宅・土地統計調査」と「就業構造基本調査」の目的はそれぞれ、「我が国における住宅や土地の保有状況、住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、住生活関連諸施策の基礎資料を得ること」、「我が国の就業・不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造や就業異動の実態、就業に関する希望などについての基礎資料を得ること」となっており、所得の把握自体は目的ではない。しかし、後述のようにサンプル数が大きく、世帯所得に関する調査項目があるため、所得分布を得るデータとしては、信頼できるものであると考えられる。

次に、調査の周期と規模について見てみよう。調査の周期は、「国民生活基礎調査」は毎年(調査規模が大きい大規模調査は3年)であり、「所得再分配調査」は3年、「家計調査」は毎月、「全国消費実態調査」、「就業構造基本調査」、「住宅・土地統計調査」は5年となっている。調査の規模は、「国民生活基礎調査」で約3万6千世帯(所得・貯蓄票・大規模調査年)、「所得再分配調査」で約1万世帯、「家計調査」で約9,000世帯、「全国消費実態調査」で約6万世帯、「就業構造基本調査」で約45万世帯、「住宅・土地統計調査」で約350万世帯となっている⁹。

ジニ係数の水準の違いとして議論されることがある、調査対象世帯(対象外世帯)について見てみよう。表では調査対象、対象外となる主な世帯についてまとめている。これを見ると、一般の世帯(住居と生計を共にする者の集まり、または一個を構える単身者を指す)はすべての調査で対象となっている。施設等世帯は、「家計調査」で対象外であるが、その他の調査では、施設等世帯(企業の寮等に住んでいる者)は、入寮者ひとりひとりを単独世帯として調査対象としている。「全国消費実態調査」では、学校の寮に住んでいる者が対象外となる。施設等世帯(その他)は、福祉施設や医療機関に入所、入院している者等であるが、多くの調査が調査対象外としている中、「就業構造基本調査」や「住宅・土地統計調査」では、福祉施設や医療機関に入所、入院している者が対象となる。外国人世帯(外国人が世帯主の世帯)は、「家計調査」と「全国消費実態調査」が対象外であるが、その他の調査では調査対象に含まれている。料理店・旅館等を営む併用住宅の世帯、住み込みの使用人・下宿人がいる世帯についても、「家計調査」と「全国消費実態調査」では調査対象外となっている。15歳未満の単身者・学生の単身者は、「全国消費実態調査」で調査対象外であり、「就業構造基本調査」では15歳未満の単身世

⁹ 利用可能な直近の調査資料による。

帯が対象外¹⁰となるが、その他の調査では対象に含まれている。

調査されている所得を見ると、「国民生活基礎調査」では、雇用者所得の他、事業所得、家内労働所得、財産所得、公的年金・恩給などの所得の種類別の金額の他に、公的な負担として、直接税及び社会保険料について調査している。そのため、上記の所得の合計である総所得の他、総所得から直接税と社会保険料を除いた可処分所得も把握することができる。「所得再分配調査」は、「国民生活基礎調査」で調査されているものの他、社会保障の現金給付（医療など）が調査（推計）されている。そのため、就労や財産運用による所得である当初所得の他、税や社会保障による所得再分配後の所得である再分配所得が把握可能である。「家計調査」と「全国消費実態調査」では、世帯の収入と支出の実態を調査しているが、これとは別に前年の年間収入の金額を世帯の所得の種類別に調査している¹¹。後者より、世帯の年間収入を総所得として把握することができる。そして、「就業構造基本調査」と「住宅・土地統計調査」では、世帯の年間収入を調査している。

調査の方法を見ると、「国民生活基礎調査」、「所得再分配調査」では所得の種類別に前年の所得金額を直接調査票に記入する方式をとっている。「全国消費実態調査」や「家計調査」でも年間収入の調査では同じ方法で調査されている。しかし、主な調査内容である収入と支出の動きは、家計簿に数量や金額を一定の期間にわたって記入する方式で実施されており、年間収入はこれに付随した調査である。また、「就業構造基本調査」と「住宅・土地統計調査」では、あらかじめ設定された所得金額階級から自分の世帯に該当するものを選択して回答する方式になっている。

このように、ジニ係数を公表・算出可能な官庁統計は、その目的、調査対象に違いがあるほか、所得の調査方法も異なっている。こうした違いが世帯所得の分布やジニ係数に影響を与えていると考えることができる（表1）。

4. まとめ

本論文の結論をまとめると次のようになる。

- ① 所得階級別の世帯分布を見ると、「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」の比較では、前者は低所得層と共に高所得層の割合も高い。しかし、「国民生活基礎調査」と「就業構造基本調査」、「住宅・土地統計調査」と比較すると、低所得層が多いのはむしろ、後者の統計であり、「国民生活基礎調査」は中高所得層が多くなる。したがって、「国民生活基礎調査」だけが官庁統計の中で低所得バイアスがあるとは言い難い。
- ② 世帯所得の分布が得られる統計からジニ係数の推移を 1970 年代半ばからの時系列で見ると、最もその水準が低いのは、「家計調査」と「全国消費実態調査」（いずれも2人以上の世帯）であり、次に「家計調査」と「全国消費実態調査」（いずれも総世帯ベース）であり、最も高いのは「国民生活基礎調査」、「就業構造基本調査」、「住宅・土地統計調査」である。
- ③ 「国民生活基礎調査」、「就業構造基本調査」、「住宅・土地統計調査」では、ジニ係数が高くなるが、その水準や時系列での動き方は同じような傾向をたどっている。特に、「就業構造基本調査」、「住宅・土地統計調査」の調査規模は、官庁統計の中では最も大きく、ジニ係数の動向を示す資料としては参考になるものであると思われる。したがって、「国民生活基礎調査」のジニ係数だけが、現実から乖離して高いとは考えにくい。

¹⁰ 調査対象が15歳以上の世帯員となっているため、このように記載した。

¹¹ 「国民生活基礎調査」や「所得再分配調査」と異なり、税や社会保険料の調査は行っていない。経済企画庁経済研究所（1998）では、「全国消費実態調査」の個票データを用いて、可処分所得のジニ係数を求めているが、税や社会保険料は所得等を元に推計した数値を用いている。

- ④ 官庁統計によって、ジニ係数の水準に違いが出る背景として、調査対象の世帯、所得の調査方法が異なることがある。特に、「家計調査」と「全国消費実態調査」では、調査対象に含まれない世帯が他の調査よりも多くなる他、調査の主な内容である家計の収入と支出は家計簿方式で調査していること等がある。

ジニ係数や貧困率の議論を行う場合に、どの統計を用いるかについての議論が起きることがある。OECD 基準によるジニ係数が利用できる統計が「国民生活基礎調査」、「所得再分配調査」、「全国消費実態調査」に限られるため、これらの比較に限定してデータの長所および短所に関する議論が行われる。本論文で明らかになったように、サンプル調査による官庁統計として規模が最も大きい「就業構造基本調査」、「住宅・土地統計調査」から得られる世帯所得のジニ係数は、「国民生活基礎調査」のそれと同じような水準、動きを時系列で示していた。これより、「国民生活基礎調査」のジニ係数が、実際の所得格差を過大に評価していると考え難しいといえる。その背景として、調査の特徴の違いが、世帯の所得分布やその基礎となる世帯構造に影響を与え、これがジニ係数の水準の違いをもたらしていると考えられる。もし、世帯属性にその調査特有のものがある場合には、ジニ係数等の水準は他の統計とは大きく異なる結果を示すものと思われる。

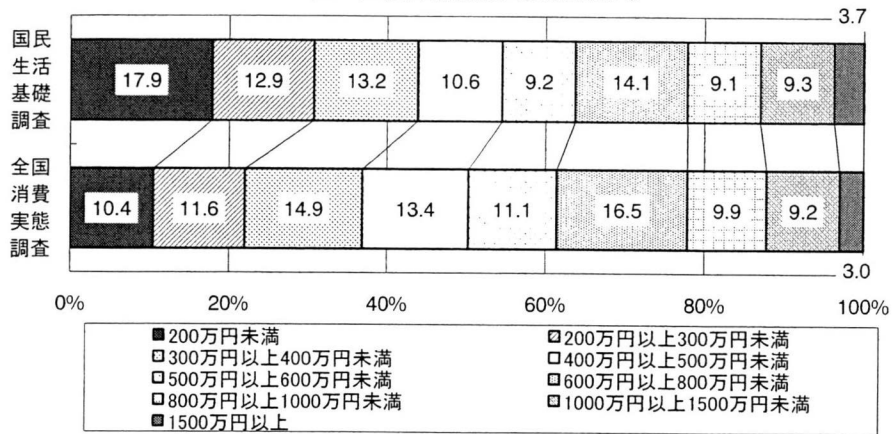
このように、わが国の所得格差や貧困の議論を行う場合、さまざまな統計で議論を行うこと、特により包括的に調査を行っている統計で所得分布を分析することが不可欠であるとともに、統計の特質を多面的に把握することも重要である。

参考文献

- 1) Sawyer (1976), "Income distribution in OECD countries", OECD Economic Outlook, Occasional Studies, Paris.
- 2) OECD (1996) "Income Distribution in OECD Countries".
- 3) OECD (2004), "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the second half of the 1990s".
- 4) OECD (2008) "Growing Unequal?".
- 5) 太田清(2000年),「国際比較からみた日本の所得格差」『日本労働研究雑誌』480号, pp.33-40.
- 6) 太田清(2000年),「国際比較からみた日本の所得格差」『日本労働研究雑誌』480号, pp.33-40.
- 7) 太田清(2006年),「日本の所得格差 -OECDの「対日経済審査報告」が示すもの-」『Business & Economic Review』2006年10月号, pp.-.
- 8) 経済企画庁経済研究所(1998年),「日本の所得格差—国際比較の視点から—」(経済分析政策研究視点シリーズ11), 経済企画庁経済研究所.
- 9) 橋木俊詔(1998年),『日本の経済格差』,岩波書店.
- 10) 橋木俊詔(2006年),『格差社会—何が問題なのか』,岩波書店.

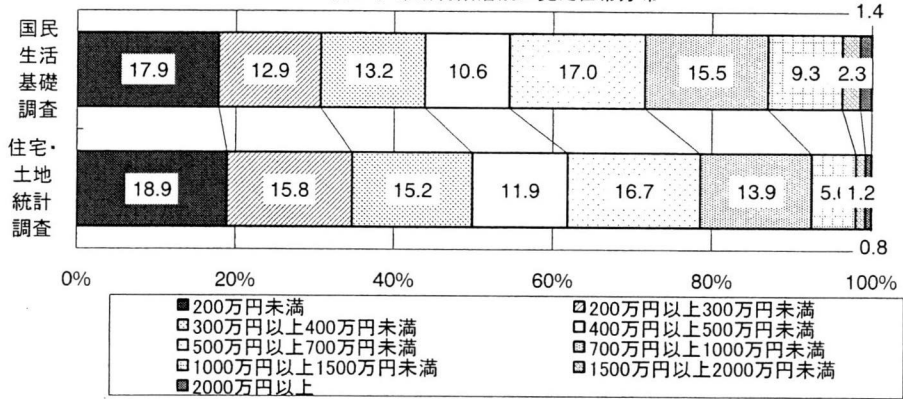
【図表編】

図1 世帯所得階層別に見た世帯分布



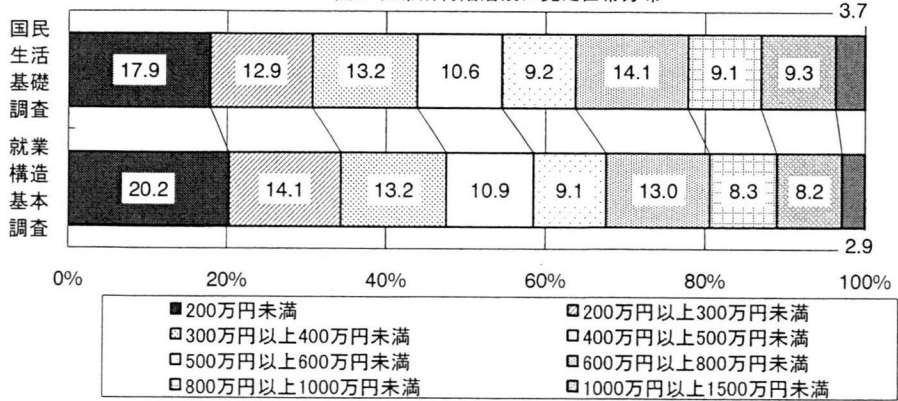
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省統計局「全国消費実態調査」
 注：「国民生活基礎調査」は2007年調査、「全国消費実態調査」は2004年調査

図2 世帯所得階層別に見た世帯分布



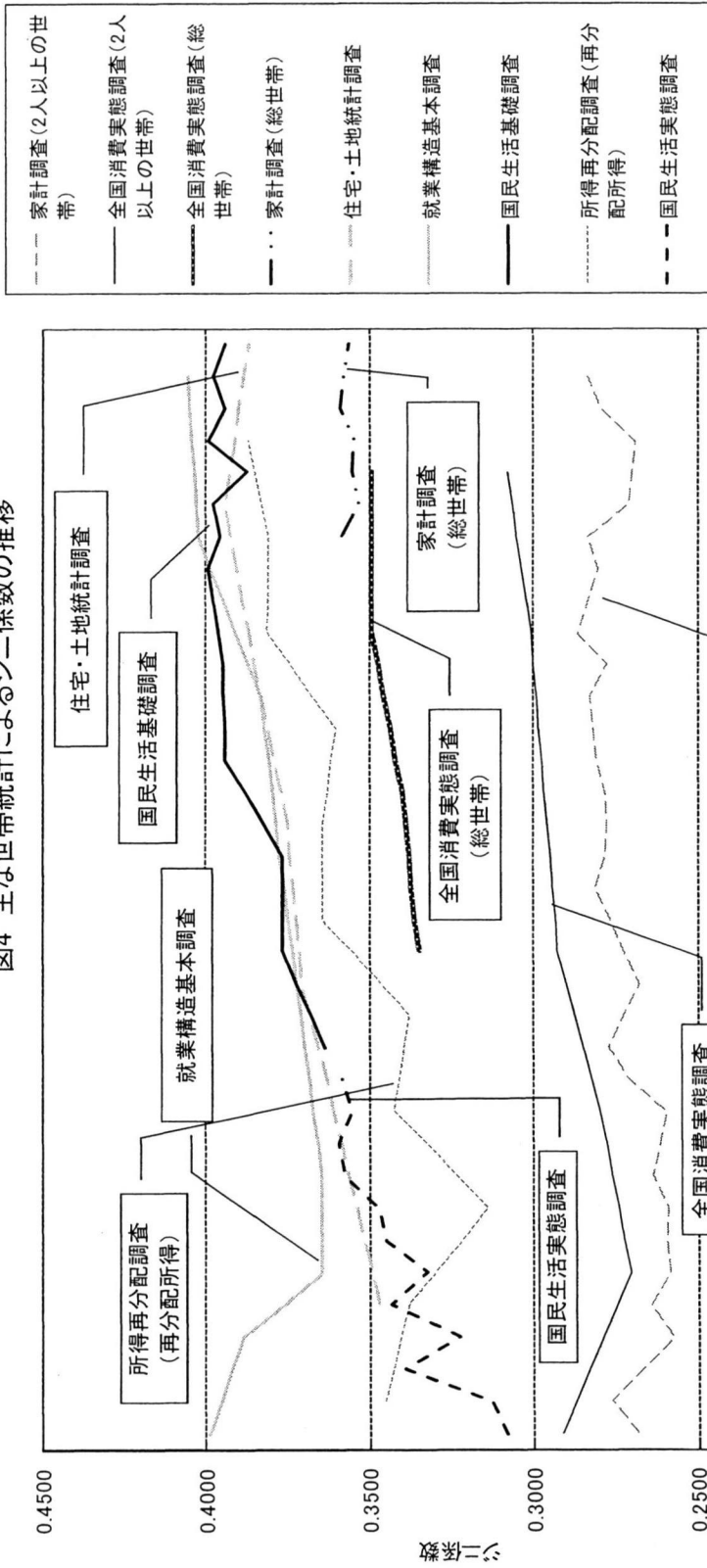
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省統計局「住宅・土地統計調査」
 注：「国民生活基礎調査」は2007年調査、「住宅・土地統計調査」は2008年調査(速報値)

図3 世帯所得階層別に見た世帯分布



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省統計局「就業構造基本調査」
 注：「国民生活基礎調査」は2007年調査、「就業構造基本調査」は2007年調査

図4 主な世帯統計によるジニ係数の推移



資料：各調査資料より筆者
 (小島克久)作成
 注：公表値および世帯の年間所得の分布を元に試算した結果をもとに作成。

表1 所得階層別の世帯分布が利用できる主な官庁統計

調査名	官庁	目的	調査 周期	調査対象 世帯数	調査対象世帯							調査されている所得			調査方法		
					一般の 世帯	施設等 世帯(企 業等の 寮)	施設等 世帯(そ の他)	外国人 世帯	料理店・ 旅館等 を営む併 住世帯	住み込み の使用 人・下宿 人がある 世帯	15歳未満 の単身 者・学生 の単身者	当初 所得	再分配 所得	総所得・ 年間収入	可処分 所得	素額 記入	金額階級 選択
国民生活基礎調査	厚生労働省	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ること	毎年(大規模調査は3年)	約3万6千世帯(所得調査は3年)	○	△※1	○	○	○	○※2	○	○	○	○	○	○	○
所得再分配調査	厚生労働省	社会保障制度及び租税による所得再分配の実態を明らかにして、厚生労働行政の企画立案のための基礎資料を得ること	3年	約1万世帯	○	△※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家計調査	総務省統計局	国民生活における家計収支の実態を把握して、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供すること	毎月	約9,000世帯	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
全国消費実態調査	総務省統計局	国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の消費・所得、資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすること	5年	約6万世帯	○	△※5	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
就業構造基本調査	総務省統計局	我が国の就業・不就業の状況の調査し、全国及び地域別の就業構造や就業異動の実態、就業に関する希望などについての基礎資料を得ること	5年	約45万世帯	○	○	△※6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅・土地統計調査	総務省統計局	我が国における住宅や土地の保有状況、住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、住生活関連施策の基礎資料を得ること	5年	約350万世帯	○	○	△※6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

資料:各調査資料より作成

注:各調査の特徴を簡単に比較するためにおおまかにまとめたものである。

1. 50人以上の規模の寮や寄宿舎を除く
2. 離れ付き下宿の単身者を除く
3. 勤労者世帯のみ
4. 家計簿による調査
5. 企業の寮等に住んでいる者のうち、学校の寮に住んでいる者を除く
6. 福祉施設の入所者や医療機関に入院している者を調査
7. 学生の単身者は調査する。

(参考資料) キャンベラ・グループ質問票について

小島 克久 (国立社会保障・人口問題研究所)

この参考資料では、2009年～2010年にかけて行われているキャンベラ・グループによる世帯所得の統計調査に関する調査票に、国民生活基礎調査で回答を行った場合のものを掲載したものである。

質問票は2つあり、原文は英文である。今回は、筆者などの「研究作業班」が、仮訳を行い、関係部にヒヤリングを行う等の作業を行った。ご協力いただいた方々には謝意を表するとともに、この資料の参照にあたっては、仮訳である点をご留意いただきたい。

世帯所得統計に関する専門家グループ

質問1 世帯所得分布統計に関する調査(仮訳)

各国におかれましては、世帯所得の分布の全国的な分析や議論において一般的に用いられている主な統計調査について記入してください。

データのすべてまたは一部が住民登録や行政データに基づく場合、一部の質問は回答しないことができます。その場合、該当する質問の回答欄は空白とし、対応する備考欄にその旨記載してください。回答する前に質問票全体を印刷してごらんになりたい場合は、こちらをクリックしてください(仮訳者注:リンク先からpdfファイルがダウンロード)。世帯所得の水準や分布について、複数の統計調査が利用できる場合は、その調査の名称を以下に記入してください。

(回答欄:仮訳者注:この表示がある場合、文字で回答を記入する枠があることを意味する)

この調査票の回答者の氏名 (回答欄)

回答者の所属 (回答欄)

連絡先のe-mailアドレスを記入してください (回答欄)

A: 主な属性

A1: 調査の名称な何でしょうか (回答欄) 国民生活基礎調査

A2: 調査を所管している機関はどちらでしょうか (回答欄) 厚生労働省大臣官房統計情報部

A3: 最新の調査年はいつでしょうか。年でお答えください

(回答欄) 2007年(大規模調査、簡易な内容の調査は2008年)

A4: 最初に調査が行われたのはいつでしょうか。年でお答えください (回答欄) 1986年

A5: 調査を所管しているのはどのような機関ですか

- ① 国の統計機関 2. その他の政府機関 3. 営利企業 4. 研究機関 5. その他(具体的に)

A6: 調査はどのような種類のものでしょうか(複数回答可)

- ① 通常の世帯統計調査 2. パネル調査 3. 単独の行政記録 4. 複数の行政記録
5. 統計調査と行政記録の併用 6. その他(具体的に)

A7: (所得以外に)何が調査されていますか(複数回答可)

1. 支出
2. 資産
3. 物的剥奪
4. 住居
5. その他(世帯の状況、生活意識の状況、1ヶ月間の家計支出総額)

A8: 調査の周期はどのくらいですか 13

1. 毎年(簡易な内容の調査年)
2. 2年おき
3. 3年おき(大規模調査)
4. その他(具体的に)

A9: 所得の調査対象年と結果の公表年はどの程度離れていますか

1. 1年未満
2. 1年から2年
3. 2年以上
4. その他(具体的に)

B: 対象者

B1: 調査の対象とならない方はどのような方でしょうか(複数回答可)

1. なし(全国の居住者すべて)
2. 海外領土に居住する者
3. 人口が極めて少ない地域に居住する者
4. 一般の住居に居住していない者
5. 常住地を持たない者(例: ホームレス)
6. その他(50人以上の規模の寮・寄宿舎、まかないつき下宿の単身者)

B2: もし B1 の質問で、一般の住居に居住していない者を除くと回答した場合、どのような施設を調査対象外としていますか(複数回答可)

1. 矯正施設(仮訳者注: 刑務所等)
2. 学校の寮
3. 軍隊の兵舎(仮訳者注: 我が国の場合、自衛隊隊舎)
4. 病院や介護施設
5. 旅館及び下宿屋
6. その他(介護施設以外の社会福祉施設の入所者、2については50人以上の規模)

B3: 調査の対象外となる人々の総人口に占める割合はどの程度ですか

1. なし
2. 2%未満
3. 2%から4%
4. 5%から9%
5. 10%以上

B4: 調査対象外となることで、統計調査から全国の状況を推計するときに最も影響を与えるのはどのような人々ですか(複数回答可)

1. 親元を離れている学生
2. その他の若者
3. 高齢者
4. 一部の地域の人々
2. 特定の国籍、エスニックの人々
6. 特になし

C: 調査方法

C1: 調査客体は何でしょうか。

世帯以外の場合は、その定義を記載してください(複数回答可)。なお、「世帯」を選んだ方は C1a に進み、その他の方は C2 に進んでください。

1. 家族
2. 家計(Economic families)
3. 世帯
4. その他(具体的に)

C1a: 上の C1 で「世帯」を選んだ方は、その定義は何でしょうか。

1. 住居をともにする者
2. 生計を共にする者
3. 住居と生計を共にする者
4. その他(具体的に)

C2: 調査客体(仮訳者注:世帯等)から一時的に不在の人は調査対象になりますか。

- ①. はい 2. いいえ

C3: 調査客体の代表(仮訳者注:世帯主)の定義は何ですか。

1. 住居を所有または借りている者 2. 最も年長の者 3. 最も所得が高い者
④. その他(世帯が世帯主と決めた者)

C4: 調査される人

「ある年齢以上の者すべて」と答えた場合、その年齢を記入してください(複数回答可)。

1. 世帯主のみ 2. ある年齢以上の者すべて ③. その他(世帯員全員)

C5: 調査客体を構成する人々の関係について調査されていますか

- ①. はい 2. いいえ

C6: 調査の時期はどのようになっていますか(複数回答可)

- ①. ある特定の時期 2. 年間を通じて 3. 追加情報がある場合はご記入ください(例:調査の時期に変更があった場合)

C7: 調査の方法はどのようになっていますか(複数回答可)

- ①. 対面調査法 2. 電話調査法 3. 電子調査 4. 行政記録 ⑤. その他(訪問留置法)

C8: 所得の調査年は、すべての種類の所得で同じですか

「はい」を選んだ場合、具体的な調査年をお答えください(調査の前の週、年、調査前の12ヶ月間等)

1. はい ②. いいえ 3. その他 ④. コメント欄(調査年の前年)

C9: 所得の記録について、調査対象者は所得金額が記載された記録を示すことが求められていますか(複数回答可)

1. はい ②. いいえ 3. あてはまらない
4. もし「はい」の場合、どの種類の所得の記録でしょうか、回答者はそのような記録を示すことが通常は可能でしょうか。

C10: 調査対象者の就業状態および主な活動について、調査項目がありますか。もし「はい」の場合はC10aに進み、そうでない場合は、C11に進んでください。

- ①. はい 2. いいえ

C10a: これらの調査項目の数値はどのように調査されていますか(複数回答可)

1. 自己申告(所得調査年について) ②. ILO基準(調査時点を基準) 3. その他(具体的に)

C11: 調査票に記載する所得金額に上限や下限はありますか(例:1000万ドル以上)。もし、「はい」の場合、すべての種類の所得でその上限や下限は同じでしょうか。

- ①. はい 2. いいえ
③. コメント欄(9998万円を上限、ただし、直接税・社会保険料等は999万8000円)

D- 調査対象の抽出、回答率、乗数

D1: 調査客体数(世帯数等)はどのくらいですか。最新のデータで記入してください。

(回答欄) 約3万6000世帯(大規模調査年、2007年)

D2: 調査対象者数はどのくらいですか。最新のデータで記入してください。
(回答欄) データなし

D3: 調査対象の抽出方法はどのようになっていますか(複数回答可)

- ① 層化抽出法またはクラスター抽出法 2. 段階抽出法 3. あてはまらない 4. その他(具体的に)

D4: 調査の回収率はどのくらいですか

1. 50%未満 ② 50%以上 80%未満 3. 80%以上 4. あてはまらない

D5: 乗数は利用していますか

- ① はい 2. いいえ 3. あてはまらない 4. 追加情報がある場合はご記入ください

D6: 乗数の調整に基準となる数値を用いていますか(Benchmarks used in calibrating weights)

1. はい ② いいえ 3. あてはまらない 4. 基準となる数値の情報がある場合はご記入ください

E: 無回答の項目、帰属計算、データクリーニング

E1: 所得の種類別に見た無回答の割合はどの程度ですか。

調査回答者数に占める割合を、以下の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。

	10%未満	10%以上 20%以下	20%を超える
雇用者所得			
事業所得			
利子・配当			
賃料			
社会保障給付			
私的移転			

E2: 所得金額の合計を他のデータと照合しますか(仮訳者注:コントロールトータル)。「はい」を選んだ場合、E2aに進んでください。そうでない場合は、E3に進んでください。

1. はい ② いいえ 3. あてはまらない 4. もし、「はい」の場合、どの種類の所得を照合したかを回答してください。

E2a: 所得データは、他のマクロデータとの調整を行っていますか。

もし、「はい」の場合、具体的に記入してください。

1. はい ② いいえ 3. 具体的に

E3: 無回答のデータに帰属計算による推計を行っていますか

1. はい ② いいえ 3. 「はい」の場合、具体的な方法は何ですか

E4: 調査項目に含まれていない所得がある場合、帰属計算による推計は行っていますか

1. はい ② いいえ 3. 「はい」の場合、具体的な方法は何ですか

E5: 負の所得金額の扱いはどのようにしていますか(注:雇用者所得等の所得の項目別についても)。

1. そのまま ② 0とみなす 3. その他(記入しない)

F6: データクリーニングで、所得の閾値はありますか。

1. はい 2. いいえ

F: 結果の公表

F1: 調査結果はどのようにして公表していますか(複数回答可)

1. 報告書 2. 記者発表資料 3. 電子媒体 4. その他(具体的に)

F2: 個票データを調査機関以外の方が利用することは可能ですか。

「はい」の場合は、F2a に進んでください。そうでない場合は、F3 に進んでください。

1. はい 2. いいえ

F2a: 上の質問 F2(個票データの利用可能性)で「はい」と答えた方へ、個票データが利用できる人の範囲はどのようになっていますか

1. 内部の者に限られる
2. 統計作成機関を通じて提供(Provided through internal channels)
3. 国際的な機関(例:ルクセンブルク所得研究)を通じて提供
4. 統計作成機関で利用できるデータと異なる手続きで作成したデータを提供(Data in PUF differ from those available internally)
5. その他(公的機関の他、公的機関から委託を受けた者が日本国内で利用する場合に限る)

F3: メタデータ(統計に関する情報)は公表されていますか。

「はい」の場合は、F3a に進んでください。そうでない場合は、F4 に進んでください。

1. はい 2. いいえ

F3a: どのような情報が公開されていますか

1. 対象者(Scope)
2. 抽出方法
3. 調査対象者数
4. 回答率
5. データクリーニングの方法
6. 帰属計算の方法
7. モデルを立てて推計した項目の情報
8. 乗数など(Benchmarks and weighting)
9. 非サンプリングエラー
10. サンプリングエラー
11. 相対標準誤差
12. 前回の調査からの変更点
13. その他(世帯数等の結果の推計方法)

F4: 回答していただいている統計調査に関する追加的な情報が得られる web サイトはありますか。もし、ある場合は web の url を記入してください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei>

質問 2 (調査項目一覧表) 記入にあたっての注意 (仮訳)

この質問票に記載するために基準として設けた世帯所得の概念や定義は、労働統計に関する酷使赤い擬 (ICLS) の第 17 回会議で採択されたものや、決議 1 「世帯所得および消費統計に関する決議」(2004 年) に基づいている。決議の抜粋は、この文書の最後に掲載している。

調査の特徴

この節は質問票の最初の部分である。調査項目一覧表に回答するために用いる統計の名称、特徴に関する情報を収集するために、設けられている。

各国において、所得分布の分析に利用することのできる最も包括的な統計を選び、その統計について、調査項目一覧を完成させること。

コード及び列への記入

1 列目及び 2 列目: 所得の構成要素およびその細目は、ICLS の決議と矛盾しないようになっている。その抜粋は、この資料の最後に掲載している。

3 列目: この列では、それぞれの所得の構成要素が、総所得や可処分所得を算出するときに、加算 (+) または控除 (-) するものなのかを示すものである。

4 列目: この列では、それぞれの所得の構成要素が、「完全な項目」であるかを示す。つまり、調査項目が、「完全に調査されている」、「部分的に調査されている」、「全く調査されていない」のいずれかを示すものである (または、包括的に調査されているか)。

5 列目: 所得の構成要素が、「完全に調査されている」、「部分的に調査されている」場合 (4 列目に C または P と表示)、その調査項目が「独立して調査」、「他の調査項目に含まれて調査」、「帰属計算で推計」されているかを記載すること。

6 列目: 調査項目が、「他の調査項目に含まれて調査」されている場合 (5 列目に J と表示)、どの調査項目に含まれて調査されているかを記載すること。

7 列目及び 8 列目: 調査項目が世帯単位か個人単位のどちらで調査されているかを表示すること。

9 列目及び 10 列目: 調査項目が総額か純額 (仮訳者注: 税等の公租公課や経費を引いた後の金額) のどちらで調査されているかを表示すること。

11 列目: この列は備考欄である。例えば、調査項目の定義が国際基準と異なる場合にその旨を記載するなど用いること。

ICLS (2004 年) からの抜粋 (仮訳: 続き)

決議 1: 世帯所得および消費統計に関する決議

所得の概念と定義

4. 世帯所得とは、世帯または世帯員が年単位またはそれよりも短い頻度で受け取る金銭または現物 (物品またはサービス) のすべてで構成されている。ただし、不意に得られる利得、不規則及び一時的な受け取りは含まれない。受け取った世帯所得は、消費支出に用いられるものであり、家計資産を、その残高を減らしたり、金融及び非金融の資産を処分したり、借り入れを増やしたりする形で減らすものではない。

5. 世帯所得は、(1) 就労による所得 (雇用されること及び事業を営むことの両方)、(2) 財産所得、(3) 自家消費のための生産、(4) 所得移転を含む形で定義される。

(1) 就労による所得

6. 就労による所得とは、純粋に就労に関係した資格による経済活動に従事する対価による受け取りで構成される。その経済活動とは、労働統計に関する国際会議の第 13 回会議で採択された決議 (労働人口、就労、失業、不完全就業に関するもの) に基づいている。具体的には、(a)

雇用所得、(b)事業所得から構成される。

7. 雇用所得は、労働時間及び労働そのものに対して直接支払われる賃金や給与、賞与、手数料、チップ、役員報酬、利潤の分配やその他の利潤に基づいた支払い、休業による補償、雇用主から提供される無料または補助つきの物品やサービスから構成されている。これには、退職金、満期終了手当、雇用主負担の社会保険料が含まれる。これらの項目は個別に調査されなければならない。これらの用語の定義は、第16回労働統計に関する国際会議(1988年)で採択された就労に関する所得の統計に関する決議と矛盾しない。

8. 雇用所得は、現金または現物(物品またはサービス)で受け取るものである。これが、雇用主の生産活動の成果物である場合、国際労働機関(ILO)の賃金保護に関する勧告(1949年、95号)の方針に合致する場合は、雇用所得に含まれる。そうでない場合は、これに含まれず、その価値は0とする。

9. 事業所得は、ある期間中に自ら事業を営む経済活動によって、個人が得た所得である。その経済活動は、第15回労働統計に関する国際会議(1993年)で採択された就業状態の国際分類に関する決議で定義されている。特に、事業所得は主に法人化されていない事業体の経営者に関するものである。実際に就労していない事業体への投資からの利益は含まれない。また、法人化された事業体から支払われる配当、役員報酬も含まれない。また、自家消費のために生産された物品やサービスの他、交換のために生産されたものの推計額(費用額を控除)も含まれる。

10. 事業所得の測定の基礎は、国民経済計算の体系で定義されている混合所得にある。混合所得とは、生産高から費用とこれに用いた設備の減価償却を控除したものである。これらの用語は、第16回労働統計に関する国際会議(1998年)で採択された就労に関する所得の測定についての決議で定義されている。

(2) 財産所得

11. 財産所得とは、保有している資産を他の者の使用に提供することによって得られる受け取りである(資産の運用からの受け取り)。これらの受け取りは、通常は金銭の形態をとり、金融資産運用による利子の他、非金融資産からのもの(賃料)、印税(特許や著作権からの収入)がある。

12. 利子とは、銀行、信用組合等の金融機関の預貯金、譲渡性預金、国債、有価証券、非世帯員への融資から得られる受け取りのことである。

13. 配当とは、投資する者自身が就業していない企業への投資から得られる受け取りのことである。任意加入の民間保険からの配当としての受け取っている年金もこれに含まれる。

14. 賃料とは、土地のような人工物でない資産(天然資源)、家屋のような人工物の使用の対価として得られるものである。賃料は、費用を控除した純額で調査する。

15. 印税とは、著作物や発明の利用等(特許または著作権があるもの)から得られるものである。

(3) 自家消費からの所得

16. 自家消費による所得とは、持ち家から提供される住居の便益、無償の家事労働および所有する耐久消費財の便益を金銭で評価したもので構成される。これらのものは、国民経済計算の体系でも、一般的な生産活動の定義から外れている。推計の問題があるため、現在において実際に調査しうるものは、持ち家による便益だけである。この種の所得の定義は、その推計が行われ、世帯総所得に含まれるときに明確になされる必要がある。持ち家による便益の純額の推計値は、他の推計とは別に示されるべきである。これらの便益の推計は、あわせて分析される世帯所得や消費支出の推計手順と矛盾がないようにする必要がある。

(4) 移転所得

17. 移転所得とは、受け取った者は提供者にその対価を支払う必要のないもので構成される。それは、現金、物品およびサービスで構成される。また、通常は(所得を調査する期間に

対して)定期的に発生する所得であり、金額も小さい傾向があり、調査期間の消費のために使われるものである。

18. 移転所得として定義されるのは、以下のような現金や物品で受け取るものである。
- (a) 政府が運営する年金保険(軍人年金、外国政府のものを含む)、失業保険、健康保険等の社会保険制度(強制加入、法的な制度)から給付される公的年金、保険給付や手当
 - (b) 雇用主が運営する社会保険制度から給付される年金や保険給付で社会保障の法制度でカバーされていないもの(例:教育手当、医療費補助)
 - (c) 政府による社会福祉手当(所得調査は行わない、普遍的な給付)。社会保険制度と同等の給付を行うが、社会保険制度から給付を受けていない者を対象
 - (d) 非営利組織(慈善団体、労働組合、宗教組織等)からの給付。奨学金、争議生活支援金、労組共済からの疾病手当、各種支援手当
 - (e) 親族への仕送りの形で送られる他の世帯へ移転(例、離婚慰謝料、子どもや親への仕送り)。
- その他に、相続や信託基金による定期的な受け取り、定期的な贈与、金銭的な支援、物品の送付が含まれる。

19. 世帯間の移転は、これを受け取った世帯の所得と見なすべきである。所得には、政府や非営利組織からのサービス(社会サービスの現物給付)で受け取る移転を含んでいるが、実際の所得の定義では、これらの金額を推計する方法として、広く受け入れられるものが確立されるまでは、こうした移転を含めるべきではない。

除外されるもの

20. 金融および非金融資産、借り入れの残高の変動(利得及び損失)は実際の所得の定義に含めるべきではありません。

21. 不規則または定期的でない受け取りはすべて所得には含めるべきではありません。これらに該当するものとして、宝くじの賞金、ギャンブルの賞金、生命保険でない保険金、相続、退職一時金、生命保険金(年金を除く)、不意に生じた利益、法的または傷害による賠償金、ローンの返済である。

22. 資産の純額を減らすような受け取りは所得から除かれる。これらには、資産の売却益、預貯金の取り崩し、借り入れがある。

23. 分析やその他の目的で、概念上や実際の所得の定義では含まれない受け取りを可能な限り調査することができる。

集計

24. 就労による所得、自家消費による所得の合計は生産活動所得とする。これに財産所得や移転所得を加えたものを総所得とする。可処分所得は、総所得から直接税(税額給付や還付を除く)、強制徴収に納付する手数料や罰金、社会保険料、そして強制または準強制的に行われる世帯間の移転を引いたものである。現物給付が推計できる場合は、可処分所得とこれを合計したものを調整可処分所得とする。世帯間でその所得を合計した場合、二重計算する場合がある。

参考

国際労働機関(2004年):決議1「世帯所得および消費統計に関する決議」、第17回労働統計に関する国際会議、2003年12月

リンク

[http://www.ilo.org/global/What we do/Statistics/standards/resolutions/lang-en/docName--WCMS_087503/index.htm](http://www.ilo.org/global/What_we_do/Statistics/standards/resolutions/lang-en/docName--WCMS_087503/index.htm)

質問票2 世帯所得調査に関する調査項目一覧表(仮訳)

回答の前に、質問票2(調査項目一覧表)記入にあたっての注意を詳しくご確認ください。

調査名	
調査の特徴	日本
国	2007年(簡易な調査は2008年)
最新調査年	3年(簡易な調査は毎年)
調査の周期	国の統計機関
調査機関の種類	通常の世帯統計調査
調査の種類	調査年
調査の期間(調査対象者の属性)	調査年の前年
調査の期間(調査対象者の所得)	約3万6千世帯(大規模年)
調査客数	
調査対象者数	

- 4列目:「完全に調査」(C)、「部分的に調査」(P)、「調査されていない」(または「包括的に調査」)
 5列目:「独立して調査」(S)、「他の調査項目に含まれて調査」(J)、「帰属計算で推計」(I)
 6列目:5列目が「J」の場合に記入してください
 7列目:8列目:調査が個人単位または世帯単位のいずれで行われているか、該当するものに「X」をつけてください
 9列目、10列目:調査が純額で行われているか否か、該当するものに「X」をつけてください

所得の構成要素	2 構成要素の細目										
	3 +/-	4 C, P or N	5 S, J, or I	6 どの項目とともに調査	7 調査項目の特徴	8 調査対象	9 金額	10 備考	11		
	加算	項目の完全性	項目の独立性		個人	世帯	純額	純額	定額が国際標準と異なる場合はここに記入ください		

1. 就労による所得											
雇用所得		C	S		X	X	X				
労働時間および労働そのものの対価としての賃金、給与		C	J	雇用者所得	X	X	X				
超過勤務手当		C	J	雇用者所得	X	X	X				
休業に対する補償		P	J	雇用者所得	X	X	X			勤め先から支給される手当等なら「雇用者所得」。社会保障制度からの給付金は政府からの移転所得(その他社会保障給付金)に含まれる。	
定期的な賞与、利潤の分配によるボーナス(年に1回または季節的に支給されるボーナス等を含む)		C	J	雇用者所得	X	X	X				
報奨金		C	J	雇用者所得	X	X	X				
役員報酬		C	J	雇用者所得	X	X	X				
退職金および期間満了手当		N									
雇用主から提供される無料または補助付きの物品およびサービス		C	J	雇用者所得	X	X	X			各世帯が時価で見積もり	
雇用主が負担する社会保険料		N									
事業所得		C	S		X	X	X			事業所得の他、農耕・畜産所得、家内事業所得が調査(調査方法は事業の経営による利潤と同様)	
法人化されていない事業の経営による利潤(または損失)		C	J	事業所得	X	X	X			控除は経営のみ	
交際のために生産した物品およびサービス(費用を控除)		C	J	事業所得	X	X	X			控除は経営のみ(事業を営んでいる場合のみ回答)	
自家消費のための生産額(費用を控除)		C	J	事業所得	X	X	X			控除は経営のみ(事業を営んでいる場合のみ回答)	

2. 財産所得

+	C	S	X	X	X	X	控除は経費のみ
+	C	J	財産所得	X			X 控除は経費のみ
+	C	J	財産所得	X			X 控除は経費のみ
+	C	J	財産所得	X			X 控除は経費のみ
+	C	J	※その他の所得	X	X		ただし、作家など印税が主な所得となっている場合は、「事業所得」

3. 自家消費からの所得

+	N						
+	N						
+	N						

4. 移転所得(現金、物品、サービス)

+	C	S		X	X		
+	C	S		X	X		

現金給付(所得保障の給付、失業給付、家族手当等)

政府からの現物社会保障給付(物品)

政府からの現物社会保障給付(サービス)

雇用主による給付

企業年金(給付制、非拠出制)

雇用主が提供する保険給付

非営利組織からの給付

現金給付(定期的な手当、奨学金、申請生活支援金等)

現物給付

- 無料または補助付きの物品

- 無料または補助付きのサービス

他の世帯からの移転所得

現金

- 離婚調停料、子どもや親への仕送り等

- 遺産や信託基金からの受け取り

現物

- 無料または補助付きの物品

- 無料または補助付きのサービス

5. 総所得(1+2+3+4+5)

控除

6. 税および強制的な負担

所得に対する課税(税額給付および還付を除く)

資産に対する課税(税額給付および還付を除く)

手数料、罰金

控除

-	C	S		X	X		
-	C	S		X	X		所得税、住民税に分けて調査
-	N			X	X		

7. 社会保険料

本人(雇用されている者)が負担する社会保険料
 雇用主が負担する社会保険料

-	C	S		X	X			
-	C	S		X	X			
-	N							

控除

8. 世帯間の移転(搬出)

離婚慰謝料、子どもへの仕送り等
 定期的な移転

-	N							
-	N							
-	N							

等しい

9. 可処分所得(5-6-7-8)

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

アメリカの低所得者支援策の評価－近年の定量的研究結果を踏まえて－

研究分担者 酒井正 国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部研究員

研究要旨

現在まで、社会保障における負担の問題を主に研究してきたが、給付がどのような形態によってどのような基準に従ってなされるかということも負担の在り方との関係から極めて重要である。特に、最低所得者の救済を巡ってはモラル・ハザードとセーフティネットのトレードオフがもっとも尖鋭化するため、給付基準の設計は常に重要事項となる。この点に関して、就労を前提とした福祉へ移行した米国の事例は参考になる。本稿は、米国における低所得者支援に関する定量的な分析を精査することを通じて、社会保障の給付の在り方について考えることを目的とする。未曾有の不況下にある現在の米国の労働市場において、福祉が果たしている役割を探り、日本の社会保障制度への示唆を得たい。

分析の結果、1) 現在ははっきりとした傾向は見られないものの、長期失業者の記録的な増加を背景に、今後、貧困が拡大する恐れがあること、2) 福祉改革における就労促進策は、受給者を不安定な雇用へ誘い、その中長期的な帰結に疑問が投げかけられていること、3) 就労もできず、且つ福祉も受給できない者が増加傾向にあり、その結果、家族機能に負担がかかっている可能性があること、等がわかった。就労を前提とする福祉において顕在化する上のような事実は、今後、日本において低所得者支援を考えるうえで重要な示唆を与えよう。

A. 研究目的

90年代半ばにクリントン政権下で行われた福祉改革によって、低所得者支援は就労を条件とするものへと変わった。だが、現在、米国では長期失業者がこれまでになく増加しており、低所得者支援は試練を迎えている。「ケースロードの低下」と「就労率の上昇」という福祉改革当初の評価を超えて、定量的な観点から一歩踏み込んだ分析が展開されつつあるが、はたしてどのような問題点が浮彫りにされてきているのか。本研究は、米国における低所得者支援に関する定量的な分析を整理

することを通じて、社会保障の給付の在り方について考え、日本の社会保障制度へ示唆を得ることを目的とする。

B. 研究方法

まず、中長期的な傾向も見ながら、現状における米国の労働市場と低所得者の実態について概観した。次に、米国の福祉制度の仕組みについて把握した後で、就労促進策における派遣労働の利用の長期的な帰結と、就労を前提とする福祉制度の下で働きたくても働けない者はどうなっているのかという点につい

て考察した。それらの過程において、米国の専門家に意見を仰いだ。

(倫理面への配慮)

本研究において、倫理面での問題は特になり。

C. 研究結果

分析の結果、1) 米国では、今のところはっきりとした傾向は見られないものの、長期失業者の記録的な増加を背景に、今後、貧困が拡大する恐れがあること、2) 福祉改革における就労促進策がもたらした派遣労働の広範な活用は、その中長期的な帰結に疑問が投げかけられていること、3) 就労もできず、且つ福祉も受給できない者が増加傾向にあること、等が明らかにされた。米国における福祉改革は、適用除外や補足的な制度の存在によって必ずしも厳格に「働かざるもの食うべからず」に徹しているわけではないが、そこから漏れ落ちる者が出て来ているのも事実のようだ。

D. 考察と E. 結論

就労を促す仕組みを持つ低所得者支援が、日本でも一部に主張されるようになってきている。しかし、就労を受給の要件として義務付ける施策は、ともすれば受給者を不安定な

雇用に押し込む誘因にもなり、制度設計には十分な注意が必要である。不安定な雇用形態での就職は、もしそれが中長期的に福祉からの脱却につながっていなければ、必ずしも「無職よりは良い」とは限らないことになる。また、「働こうと思っても働けない」人びとが、たとえば景気が落ち込んだ時などにどのくらい発生する可能性があり、どのようなプログラムによって対応可能か把握しておくことは重要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

- ・「アメリカの低所得者支援策の評価（仮題）」『海外社会保障研究』（2010年刊行予定）。

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得/2.実用新案登録/3.その他

いずれもなし

アメリカの低所得者支援策の評価—近年の定量的研究結果を踏まえて—*

酒井正

（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部研究員）

1. はじめに

本稿は、米国における低所得者支援に関する定量的な分析を整理することを通じて、社会保障の給付の在り方について考えることを目的とする。労働市場との関係から米国の福祉が果たしている機能の実態を探り、日本への示唆を得たい。

90年代半ばにクリントン政権下で行われた福祉改革は、低所得者支援をそれまでの基本的な権利として付与されうるものから就労を条件とするものへと変えた。福祉制度改革の詳細とその評価についてはこれまで多くの論考が発表されてきたが¹、勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit, 以下 EITC と呼ぶ。）の拡大とも相俟って、低所得層におけるシングル・マザーの就労を促進させ、ケースロードを低下させたという観点からは概ね「成功」との評価が下されていると言ってよい。しかしながら、就労を前提とする方向への福祉制度改革は、それが空前の好景気のさなかに行われたことから、景気が低迷して本当に働きたくても働けない者が大量に出てきた時に十分に機能しうるのかという懸念が当初より表明されてきた（Ellwood, 2000, Gruber, 2005）。福祉制度改革後、景気は2001年に若干後退したが、この時の景気停滞は短いものにとどまったため、ケースロードが極端に増加することはなかった。しかし、2007年12月に始まった今回の景気後退²では、2009年に失業率が9%に達するなど、80年代前半以来の厳しい不況となっている。特に、長期失業者の増加はこれまでになく深刻であるとされる。米国の低所得者支援は今、福祉改革後初めて本当の試練を迎えていると言える。はたして、どのような問題点が浮彫りにされてきているのか。福祉改革から10年以上を経て、「ケースロードの低下」と「就労率の上昇」という表面的な評価を超えて、定量的な観点から一歩踏み込んだ評価が展開されつつある。本稿では、それらの分析を概観し、それらが提示する新たな論点も踏まえたうえで、アメリカの低所得者支援の現状とその評価について考えてみたい。具体的には、就労促進の長期的な帰結と、就労を前提とする福祉制度の下で働きたくても働けない者はどうなっているのかという論点を検討したい。

本稿は以下のように構成される。まず、次節で、中長期的な傾向も見ながら、現状における米国の労働市場と低所得者の実態について概観する。3節で、簡単に米国の福祉政策について把握した後、4節で個々の論点について定量的な評価を紹介したい。5節で、日本における低所得者支援への示唆を探り結びとしたい。

* 本稿の執筆にあたり、Howard Chernick 氏（City University of New York, Hunter College）より貴重な示唆を頂いた。記して感謝申し上げたい。

¹ 米国の福祉制度改革の評価について日本語で論じたものとして、阿部（2004）、根岸（2006）、藤原・江沢（2007）等が有益である。

² 本稿における景気後退時期は、National Bureau of Economic Research の判断に依拠する。